

公聴会開催公告
土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第二十三条第一項の規定に基づき公聴会を開催しますので、同条第二項及び土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)第六條第二項の規定により公告します。
令和七年七月七日

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 中野 洋昌
2 事業の種類 九州地方整備局長
3 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業

イ 取用の部分 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並に大字四浦西字宮迫、字野原、字小平、熊本県球磨郡五木村大字野島字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字宮目木、字大命、字二万谷、字鶴地、字辻、字打橋、字下谷、字板木、字下手、字山口、字松木、字溝口、字打橋、字下瀬川、字小重、字古金川、字金川、字清菜、字二俣、字銅山、字下瀬川、字小鶴、字久須、字池ノ鶴、字中島及び字土平並並に字高野及び字椎葉地内
ロ 使用の部分 なし

- 二 漁業権
イ 取用の部分 一級河川球磨川水系川辺川
下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字野瀬地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字宮迫地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川
下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字宮迫地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字宮迫地内 から
ロ 使用の部分 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内 から
左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字四浦東字山手地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字四浦東字山手地内 から
一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字北瀬目地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字瀬目地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字北瀬目地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字瀬目地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川越地内
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字目木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字目木地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字目木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字目木地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川(逆瀬川谷川)
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字逆瀬川地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字逆瀬川地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字逆瀬川地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字逆瀬川地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川板木川(板木谷川)
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字板木地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字板木地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川小八重地内
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字小八重地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字小八重地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字小八重地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字小八重地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川平内地内
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字平地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字平地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字平地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字平地内 から
一級河川球磨川水系川辺川右支川掛迫川(掛橋谷川)
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字掛迫地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字掛迫地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村大字掛迫地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村大字掛迫地内 から
4 公聴会期 令和七年九月五日(金) 十三時三十分～二十時頃
同年九月六日(土) 十一時十五分～十八時頃
(十時三十分受付開始)

- 5 場所 人吉市カルチャーパレス、小ホール
熊本県人吉市下城本町一五七八一
6 公聴会に出席して意見を述べようとする起業者の名称
国土交通大臣(代理人九州地方整備局長)の申出の期限
7 公聴会出席(代理人九州地方整備局長)の申出の期限
公聴会希望される方は、所定の申出書の様式に必須事項を御記入の上、七月十八日まで(必着)に、左記の問い合わせ先まで御提出願います。
8 意見を述べることができる時間として、申出(一件ごと)割り振ることを予定している時間
公聴会の時間は、公聴一件当たり二十分以内とします。(起業者に対し質問をする場合において、当該質問及びそれに対する答弁に要する時間も含みます)
9 その他の事項
申出の方法その他公聴会の詳細は、国土交通省水田(〒760-0001, 〒760-0002, 〒760-0003, 〒760-0004, 〒760-0005, 〒760-0006, 〒760-0007, 〒760-0008, 〒760-0009, 〒760-0010, 〒760-0011)に掲載するほか、熊本県球磨郡相良村役場企画課工課及び五木村役場ダム対策課に備えつけてあります。
・公聴希望者が多数の場合は、公聴人の数を制限する場合があります。
・公聴希望者が少数であること等により、公聴会の開催時間を変更する等の場合には会場入口に掲示します。
・公聴会は一般にも公開しますが、なお会場の収容能力及び公聴会内容の秘密が保たれる旨を、受付時に、当日の傍聴券を先着順にて配布する予定です。
・人吉市カルチャーパレスに駐車場がありますが、台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関又は乗り合わせのうえ御利用ください。
・問い合わせ先
国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室
〒100-8191 東京都千代田区霞が関二丁目一三三
電話 〇三三五三二一八一(内線二四一六四)

公聴会開催公告
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十三条第一項の規定に基づき公聴会を開催
しますので、同条第二項及び土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)第六条
第二項の規定により公告します。
令和七年七月七日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 起業者の名称
国土交通大臣(代理人 九州地方整備局長)
2 事業の種類
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業
3 起業地
土地

イ 収用の部分
熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田、字山手及び字荒瀬並びに大字四浦
西字堂迫、字野原、字小平、字ノ原、字椎葉道及び字横井地内、熊本県球磨郡五木村甲字野々
脇字小濱、字濱野、字北瀬目、字状越、字目米、字大平、字三方合、字鶴地、字辻、字打場、字下谷、
字板木、字下手、字田口、字松本、字溝口、字折瀬及び字鶴、丙字古金川、字金川、字清築、字下俣、
字銅山、字逆瀬川、字田口、字八重、字池ノ鶴、字中島及び字金平並びに乙字下小鶴、字久領、字大角、
字扇野、字掛迫、字高野鶴、字高野及び字椎葉地内、
ロ 使用の部分
なし

二 漁業権
収用の部分
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字荒瀬地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内 から
右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字山手地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字北瀬目地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字銅山地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字三方谷地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字三方谷地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字三方谷地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字三方谷地内 から
「一級河川球磨川水系川辺川」
下流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字板木地内 から
上流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字板木地内 から
右岸 熊本県球磨郡五木村丙字板木地内 から

4 公聴会の期日
令和七年九月五日(金) 十三時三十分～二十時頃(十二時四十五分受付開始)
同年九月六日(土) 十一時十五分～十八時頃(十時三十分受付開始)
5 場所
人吉市カルチャーパレス 小ホール 熊本県人吉市下城本町一五七八一
6 公聴会に出席して意見を述べようとする起業者の名称
国土交通大臣(代理人 九州地方整備局長)
7 公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出の期限
公聴会を希望される方は、所定の申出書の様式に必須事項を御記入の上、七月十八日まで(必着)
に、左記の問い合わせ先まで御提出願います。
8 意見を述べることができる時間として、申出一件ごと(起業者に対し)質問をする場合において、
当該質問及びそれに対する答弁に要する時間も含みます。
9 その他の事項
申出書の様式及び公述の方法その他公述の詳細は、国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/
focdi/focus_kansetsu/ochi_kansetsu_kansetsuugai_00001_00100.html)に掲載するほか、熊本県球
磨郡相良村役場企画商工課及び五木村役場ダム対策課に掲載しております。
・公述希望者が多数の場合は、公述人の数を制限する場合があります。
・公述希望者が少数であること等により、公聴会の開催時間を変更する等の場合には、会場入
口に掲示します。
・公聴会は一般にも公開します。なお、会場の収容能力及び公聴会の円滑な実施の観点から、
受付時に、当日の傍聴券を先着順にて配布する予定です。
・人吉市カルチャーパレスに駐車場がありますが、台数に限りがありますので、なるべく公共
交通機関又は乗り合わせのうえ御利用ください。
・問い合わせ先
国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室 〒一〇〇一八九一八 東京都千代田
区霞が関二―一―三 電話 〇三―五二五三―八二二(内線二四一六四)

国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/focdi/focus_kansetsu/ochi_kansetsu_kansetsuugai_00001_00100.html)に掲載するほか、熊本県球磨郡相良村役場企画商工課及び五木村役場ダム対策課に掲載しております。
・公述希望者が多数の場合は、公述人の数を制限する場合があります。
・公述希望者が少数であること等により、公聴会の開催時間を変更する等の場合には、会場入口に掲示します。
・公聴会は一般にも公開します。なお、会場の収容能力及び公聴会の円滑な実施の観点から、受付時に、当日の傍聴券を先着順にて配布する予定です。
・人吉市カルチャーパレスに駐車場がありますが、台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関又は乗り合わせのうえ御利用ください。
・問い合わせ先
国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室 〒一〇〇一八九一八 東京都千代田区霞が関二―一―三 電話 〇三―五二五三―八二二(内線二四一六四)